

答申第21-2号

第1 審査会の結論

- 1 草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成22年1月8日付け草地第〇〇〇〇号公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」といいます。）において、別紙1左欄記載の本件請求にかかる文書（以下「請求文書」といいます。）②に関して行った非公開決定は、これを取り消し、異議申立人が主張する「区画整理で施行する事に関する話し、決定、打合わせの協議、議事の部分」も対象文書に含まれるものとした上、別紙3並びに別紙4に記載の文書のうち番号5及び7の合計35件の文書を新たに特定して、再度決定することが妥当であると判断します。
- 2 実施機関が、本件非公開決定において、請求文書⑤、⑦及び⑫から⑭に関して行った非公開決定は、妥当であると判断します。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年11月26日付けで、実施機関に対し、別紙2記載の22件の公文書の公開請求（うち3件は取下げ。以下「本件公開請求」といいます。）を行いました。
- 2 実施機関は、本件公開請求について、異議申立人に対し、平成21年12月9日付け公文書公開決定等期間延長通知書において、本件公開請求の全てについて草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第12条第2項の規定により、公開請求のあった文書が大量であり、期限までに公文書を検索し、公開決定等を行うことが困難であることを理由に、平成22年1月8日まで公開決定等の期間を延長することを決め、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、本件公開請求のうち、平成22年1月8日付け本件非公開決定において、別紙1右欄記載のとおり、請求文書⑪について本条例第7条第5号に該当するとして非公開決定を、請求文書②、⑤、⑦、⑫から⑭及び⑰の一部について不存在を理由として非公開決定を、また、請求文書①、④、⑥、⑨、⑩、⑬、⑱の一部及び㉑について本条例第7条の第2号を除く各号に該当するとして一部公開決定を行い、異議申立人に通知しました。

- 4 平成22年3月19日に異議申立人より異議申立書が提出され、平成22年12月10日付けで当審査会に諮問されましたが、異議申立人による平成21年12月11日受付分の異議申立てに対する審査及び答申に平成22年8月下旬までを要し、また、本件異議申立ての争点が多岐にわたることから、実施機関が諮問前に異議申立人との間で争点の整理を行う必要があります、その作業に時間を要しました。さらに、他の審査事案が係属していたため、本件の審査は平成23年9月開始となりました。
- 5 本答申は、本件非公開決定に対する異議申立てのうち、請求文書②、⑤、⑦及び⑫から⑭に対する不存在を理由とする非公開決定に関するものです。なお、請求文書⑯の一部に対する不存在を理由とする非公開決定への異議申立ては、審査開始前に取り下げられました。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書、共通意見書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

1 憲法第29条違反について

草加市は土地の買収に当たり、正当な補償を行うつもりがないため、憲法第29条に違反しています。

また、本条例により非公開とする場合は、施行者に悪意がない、業務が正当である、の2点が認められなければ、本条例による保護の対象とはならず、公開すべきであると主張します。

2 請求文書②の非公開決定について

事業方法は、平成22年3月27日に、東口土地区画整理事業で施行すると公表した。よって現時点で決定しているから公開すべきです。

また、草加市の主張から、草加市と東口協議会とが、協議、話し合い、打ち合わせした事がわかります。協議書、議事録のうち、事業を区画整理で施行することに関する「話し、打ち合わせの部分」が存在することを認めています。したがって、不存在ということはありません。

さらに、どの文書も本条例第7条第5号には該当しません。

3 請求文書⑤の非公開決定について

書類として作成していないのは、職務怠慢、機能不全であり、事業を進めることはできないはずで、東口協議会の申込書には、住所も書いてあり、草加市にも届けているはずで、

また、東口協議会会員は、地区内の住民代表であり、その実態を他の住民に教えられないのは、通常考えにくく、納得がいきません。

4 請求文書⑦の非公開決定について

文書は存在するはずですが、なければ、権利価格の計算、換地計画がたてられません。

また、ここ数年、市立病院跡地内の市所有以外の土地を購入したり等価交換をしています。このため、地域整備課になくても、財産を管理する所管にはあります。

5 請求文書⑫の非公開決定について

議事録を作らないはずがありません。

地域整備課には毎月1回、市長への報告義務があるため、少なくともその報告は作成しているはずですが、なお、他の事業に係るものですが、委託業者が議事録を作成し、市に提出されたものを情報公開により公開された経緯があります。

6 請求文書⑬の非公開決定について

平成20年10月24日付けで文書により質問書を地域整備課に提出しましたが、その場で課長から回答しないと言われました。文書による質問に対し、回答文を作成しないことはあり得ません。

また、回答しないとした事実も文書として残さないのはおかしいです。今からでも作成し回答を求めます。

7 請求文書⑭の非公開決定について

議事録だけの請求ではなく、書類一式を求めています。これには、アンケートの報告書や集計表の他、メモ、業務日誌、忘び録、業務記録なども含みます。アンケートをとって、集計表も作成せず、また、それに関して協議をしないことはあり得ません。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

1 特定文書②の非公開決定について

草加市では、まちづくり住民提案書で示された整備方針について、土地区画整理事業での整備を提案しているところです。公開請求時点（平成2

1年11月26日)では、土地区画整理事業の仕組みや権利者負担等を説明し、権利者のご理解が得られるか確認段階であり、事業手法に対する市の方針も未決定であることから、協議会とそのことについて話し合った議事録等は不存在のため非公開としたものです。

その他、まちづくりに関する協議会と市との調整会議等につきましては、事業を円滑に進めるために協議会の方々には忌憚なく意見を述べていただいているところであり、協議会の方々の率直な意見を公開することは、協議会との信頼関係を損ない、関係者の理解、協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすこととなります。また、今後のまちづくりに関し、活発な意見を聴取することも不可能となる等のことから非公開とするものです。

2 特定文書⑤の非公開決定について

当該文書については、まちづくりの計画を検討するにあたり、現況の土地利用状況に応じ便宜的に地区内を3ブロックに分類しておりますが、地権者すべてが協議会に会員として在籍しているわけではなく、地権者以外の方も在籍していることから、事業上、ブロック別に集計する必要性がないため書類として作成しておらず、不存在であることから非公開としたものです。また、協議会に対する市の助成金交付にあたっては、ブロック別の会員数を求めておらず、集計する必要性がないため、書類として作成しておらず、同じ理由で非公開としたものです。

3 特定文書⑦の非公開決定について

当該文書については、通常、土地区画整理事業化に向け、権利調査を実施し計画を検討しますが、情報公開請求時点では事業検討の初期段階であり、詳細な調査を必要としなかったため、病院跡地に関する所有者別の位置及び面積一覧を文書として作成しておらず、不存在であることから非公開としたものです。

4 特定文書⑫の非公開決定について

当該文書については、新田駅東口地区市街地整備事業における地域整備課内調整会議議事録は作成しておらず、また、当該事業に関する市長相談は行っていなかったことから不存在のため非公開としたものです。

なお、課内会議は実施しましたが、いずれも単に連絡程度で、記録を残すほどのものではなく、重要な案件に関しては決裁行為をもって方向性を定めているため、会議録は作成していません。

また、委託業者との調整会議を行う場合、地域整備課は議事録を作成せず、委託業者が任意で議事録を作成しております。東口地区においては、議事録の提出を委託業者に要求しなかったため、存在しないことから非公開としたものです。

5 特定文書⑬の非公開決定について

当該文書については、質問書に対する回答書（及びそれに類するもの）を作成しておらず不存在であるため非公開としたものです。また、対応に関する議事録につきましては、議事録を作成しておらず不存在であるため非公開としたものです。

6 特定文書⑭の非公開決定について

当該文書については、「新田駅東口地区まちづくり基本計画（案）」に関するアンケート調査の結果に対する地域整備課内及び市役所内における協議議事録は不存在であることから非公開としたものです。アンケート結果については、上記「基本計画（案）」の内容等について権利者の方々の理解度を調査したのですが、結果が想定の範囲内であったことから、現在までの進め方を見直す必要もなく、記録に残す程の協議を必要としなかったため、議事録等は作成しておりません。

7 草加市の説明責任について

異議申立人は、新田駅東口地区土地区画整理事業の計画内容や平均減歩率等権利者の負担に関する草加市の説明責任について主張されております。

草加市では、平成19年度に「新田駅東口地区まちづくり基本計画（案）」を作成し、事業内容について関係権利者に対し説明会やアンケート等を実施してまいりましたが、異議申立人の主張する事柄は、今後の事業の進捗に合わせて関係権利者に説明をしていく内容となっております。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関

に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、草加市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

2 請求文書②について

異議申立人は、請求文書②について、公開を求める公文書として「平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせをした協議書、議事録のすべての内、事業（新田駅東口の町づくりに関する）を区画整理で施行する事に関する話し、決定、打ち合わせの協議、議事の部分」と記載しました。

この点、実施機関は、事業方法につき決定していないので「決定に関する議事録は不存在」であるとして、不存在を理由に非公開の決定をしました。

しかし、異議申立人の公文書公開請求書の記載内容を素直に読めば、決定に関する議事に限定した記載にはなっていない上、異議申立人の異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の内容から判断すると、異議申立人が請求文書②として公開を求めた公文書には「話し」「打ち合わせ」をした部分を含む文書であることが明確にされています。

そうしますと、請求文書②については、区画整理で施行することに関する「話し」及び「打ち合わせ」に関する協議議事録部分も請求対象に含まれるものと判断することが妥当です。

そして、当審査会がインカメラ審査を実施したところ、区画整理で施行することに関する「話し」及び「打ち合わせ」に関する協議議事録部分について、新田駅東口地区まちづくり推進協議会が開催した勉強会等の会議の議事録等の一部に、請求文書②に該当すると思われる記載が存在することを確認しました。

また、平成23年12月15日に当審査会事務局が地域整備課への不存在文書の調査を実施した結果、新たに存在が確認された別紙4の7件の議事録等の一部に請求文書②に該当すると思われる記載が存在することを確認しました。

そこで、当審査会としては、別紙3に記載の新田駅東口地区まちづくり

推進協議会が開催した勉強会等の会議の議事録等並びに別紙4に記載の文書のうち番号5及び7の文書を請求文書②として特定の上、再度決定することが妥当であると判断します。

3 請求文書⑤、⑦及び⑫から⑭について

請求文書⑤、⑦及び⑫から⑭については、平成24年5月22日、当審査会が審査会事務局に地域整備課の不存在文書の調査を行わせた結果、対象となる公文書は存在しないことを確認しました。また、実施機関の理由説明に不合理な点はなく、他方、異議申立人の主張によっても他に対象となる公文書が存在していると推認すべき根拠は見当たりません。

したがって、請求文書⑤、⑦及び⑫から⑭に関して、不存在を理由とする非公開決定は妥当であると判断します。

4 憲法第29条違反の主張について

異議申立人は、公文書を公開しないことが憲法第29条に違反すると主張しますが、現段階で実際に土地収用が行われているわけではないので、同条により保障される財産権に対する侵害がないこと、また、文書の非公開決定処分が直ちに異議申立人の財産権を侵害するとはいえないことから、そのような理由によって公開をすべきとの結論を導くことは妥当とはいえないと判断します。

第6 付言

1 実施機関は、請求文書②に関する本件非公開決定通知書において、その理由を不存在としながら、他方で、第4の1記載のとおり、本条例第7条第5号に該当するため非公開としたともとれる理由も記載しています。不存在を理由とする決定において、このような理由を付記することは、理由として妥当とはいえない上、異議申立てを行う際の混乱を招く恐れもあることから、今後、不存在の場合には不存在である理由のみを記載することを求めます。

2 実施機関は、第4の4記載のとおり、請求文書⑫のうち委託業者との調整会議の議事録については、委託業者が任意に議事録を作成していることを把握していたものの、その提出を委託業者に要求しなかったことから不存在であるとしています。しかしながら、第一に、当該議事録は実施機関の意思形成過程を跡付ける重要なものであると考えられること、第二に、実施機関の口頭説明によれば、新田駅西口地区における同種の事業につい

ては、委託業者から議事録の提出を受けていたという事実が確認できることからすると、上記のような取扱いは「市の諸活動を市民に説明する責任を全うする」ことを目的とする本条例に合致しないものであると言わざるを得ません。

また、第5の2記載のとおり、当審査会事務局による実施機関に対する不存在文書の調査により、請求文書②に該当すると思われる記載を含む文書が新たに7件確認されています。当審査会は審査に際し、諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書及び関係資料の提出を求めていましたが、この7件は提出されていませんでした。

以上のような委託業者との調整会議議事録の取扱い、諮問事案に係る公文書及び関係資料の未提出は、いずれも実施機関における文書管理が適正になされていないことに起因しています。本条例第20条が定める「この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理」する義務を、実施機関が確実に果たすことを強く求めます。

第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成22年12月10日 草加市長職務代理者から諮問を受けました。
- 平成23年 7月19日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 8月 2日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 8月17日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 9月 8日 異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 9月12日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 9月22日 審査
- 9月26日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書及び関係資料の提出を求めました。
- 10月14日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 10月19日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。

- 10月24日 審査、インカメラ審査の実施
- 10月26日 諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員
の出席について依頼しました。
異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時を指定しま
した。
諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出
を求めました。
- 11月 4日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出され
ました。
- 11月10日 審査、インカメラ審査の実施
- 11月24日 審査、異議申立人から口頭意見陳述、諮問実施機関
から口頭説明の聴取
- 12月15日 諮問実施機関に対して保有文書の調査を行いました。
- 12月19日 審査
事務局調査（不存在文書の調査）結果報告
- （この間、諮問事案21－5号及び21－7号の審査を行いました。）
- 平成24年 4月 5日 審査
- 4月 9日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出
を求めました。
- 4月25日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出され
ました。
- 4月26日 審査
- 5月 2日 諮問事案に係る公文書及び関係資料の提出・調査を
求めました。
- 5月22日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出され
ました。
諮問実施機関に対して不存在文書の調査を行いまし
た。
- 5月24日 審査
事務局調査（不存在文書の調査）結果報告
- 6月13日 審査
- 6月21日 審査
- 7月11日 審査
- 7月18日 審査

平成24年7月25日

草加市情報公開・個人情報保護審査会

会長 右 崎 正 博

委員 大 井 法 子

委員 早 川 和 宏

別紙 1

	本件請求にかかる文書 (公文書公開請求書記載のとおり)	実施機関の判断
①	地域整備課の平成18年、19年、20年の東口協議会に対する「まちづくりアドバイザー制度助成金」等助成金の使途と支払先を証明する書類一式。助成金の金額も含める。	一部公開 ・平成18、19、20年度草加市地区まちづくり協議会助成金実績報告書（新田駅東口地区） （異議申立て後、取下げ）
②	平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせをした協議書、議事録の内、事業（新田駅東口の町づくりに関する）を区画整理で施行する事に関する話し、決定、打ち合わせの協議、議事の部分	不存在
④	市が新田駅東口のまちづくりに関して、取ったアンケート類に関するものすべて。	一部公開 ・新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査
⑤	東口協議会の会員を市に届けているものの内、会員数（ブロック別の）	不存在
⑥	草加市立病院用地の利用計画に関する書類のすべて（検討書類も含む）	一部公開 ・平成19年度新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託報告書の内、事業フレーム・計画（案）2
⑦	同上用地の内、市の所有地外の土地の面積とその大体の場所	不存在
⑧	東口（新田駅）が4,000㎡必要な理由に関する書類のすべて	
⑨	東口の土地不足に対する検討書、協議書の類の書類のすべて（東口区画整理に関するもの）	一部公開 ・平成19年度新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託報告書の内、事業フレーム・計画（案）2

⑩	平成20年迄の東口町づくりに関する買収方式による施行の検討書類一式。業者に委託したものも含める。調査書、調査表に関するものも含める。	一部公開 ・平成19年度新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託報告書の内、事業フレーム・買収方式
⑪	地域整備課員が出席した説明会、勉強会に類する会（新田駅東口の町づくりに関するもの）の議事ろく（東口協議会主催のものも含める）に類するものすべて。個人名等、プライバシーに関するものは除いて良い。	非公開
⑫	新田駅東口の町づくりに関する、地域整備課内の打合わせの議事録に類するもの。但し、個人名等プライバシーに関するものは除いて良い。市長との間も含む。	不存在
⑬	精求者の質問書に対する対応に関する回答書、議事録に関する回答書、議事録に類するものの全て。	不存在
⑭	平成20年に取った、新田駅東口まちづくりの為のアンケート結果に対する、課内、市役所内の議事、協議に関する書類一式	不存在
⑯	平成16. 17. 18. 19. 20年に行なった、市又は東口協議会が行なった、区域内の意向調査アンケート結果。氏名住所等プライバシーに関するものを除く。下水道の布設が一位になったアンケート他、すべてです。	一部公開 ・新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査

⑱	新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式、契約日 平成20年6月18日	一部公開 ・新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の仕様書及び設計書、成果品
⑲	新田駅西口地区事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 契約日 平成21年4月27日	不存在 ・新田駅西口地区事業推進業務委託の成果品 一部公開 ・新田駅西口地区事業推進業務委託の仕様書及び設計書（異議申立て後、取下げ）
㉑	新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 入札 平成17年6月9日	一部公開 ・新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の仕様書及び設計書、成果品（異議申立て後、取下げ）

別紙 2 (公文書公開請求書記載のとおり)

①	地域整備課の平成18年、19年、20年の東口協議会に対する「まちづくりアドバイザー制度助成金」等助成金の使途と支払先を証明する書類一式。助成金の金額も含める。
②	平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせをした協議書、議事録の内、事業（新田駅東口の町づくりに関する）を区画整理で施行する事に関する話し、決定、打ち合わせの協議、議事の部分
③	Cブロック、Bブロックの一部、南東の角一帯を区画整理から外した理由書、協議書、議事録に類するものすべて。
④	市が新田駅東口のまちづくりに関して、取ったアンケート類に関するものすべて。
⑤	東口協議会の会員を市に届けているものの内、会員数（ブロック別の）
⑥	草加市立病院用地の利用計画に関する書類のすべて（検討書類も含む）
⑦	同上用地の内、市の所有地外の土地の面積とその大体の場所
⑧	東口（新田駅）が4,000㎡必要な理由に関する書類のすべて
⑨	東口の土地不足に対する検討書、協議書の類の書類のすべて（東口区画整理に関するもの）
⑩	平成20年迄の東口町づくりに関する買収方式による施行の検討書類一式。業者に委託したものも含める。調査書、調査表に関するものも含める。
⑪	地域整備課員が出席した説明会、勉強会に類する会（新田駅東口の町づくりに関するもの）の議事ろく（東口協議会主催のものも含める）に類するものすべて。個人名等、プライバシーに関するものは除いて良い。
⑫	新田駅東口の町づくりに関する、地域整備課内の打ち合わせの議事録に類するもの。但し、個人名等プライバシーに関するものは除いて良い。市長との間も含む。
⑬	精求者の質問書に対する対応に関する回答書、議事録に類するものの全て。
⑭	平成20年に取った、新田駅東口まちづくりの為のアンケート結果に対する、課内、市役所内の議事、協議に関する書類一式
⑮	共同化へのアンケート結果と替成者数。但し、個人名等プライバシーに関するものは除く。
⑯	平成16. 17. 18. 19. 20年に行なった、市又は東口協議会が行なった、区域内の意向調査アンケート結果。氏名住所等プライバシーに関するものを除く。下水道の布設が一位になったアンケート他、すべてです。

⑰	(請求の取下げにより削除)
⑱	新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式、契約日 平成20年6月18日
⑲	新田駅西口地区事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 契約日 平成21年4月27日
⑳	(請求の取下げにより削除)
㉑	新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 入札 平成17年6月9日
㉒	(請求の取下げにより削除)

別紙 3

番号	会議等日付	会議等又は文書等の名称	会議録等 ページ数
1	平成 14 年 10 月 6 日	第 4 回まちづくり住民全体会議議事録	2
2	平成 16 年 10 月 31 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	2
3	平成 16 年 11 月 20 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	2
4	平成 17 年 12 月 3 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 1 回 まちづくり勉強会	1 1
5	平成 18 年 3 月 18 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 3 回 まちづくり勉強会	1 2
6	平成 18 年 6 月 17 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 まち づくり検討会	1 1
7	平成 18 年 8 月 19 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第四 回まちづくり検討会 Aブロック	3
8	平成 18 年 10 月 21 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第六 回まちづくり検討会	8
9	平成 18 年 12 月 12 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 理事 会	1
1 0	平成 18 年 12 月 16 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第七 回まちづくり検討会	9
1 1	平成 19 年 2 月 17 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第八 回まちづくり検討会	9
1 2	平成 19 年 4 月 20 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 意見 書提出者との意見交換会	1
1 3	平成 19 年 7 月 3 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 理事 会	2
1 4	平成 19 年 7 月 21 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第一 回まちづくり勉強会	3
1 5	平成 19 年 9 月 18 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 理事 会	2
1 6	平成 19 年 9 月 22 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第三 回まちづくり勉強会	3

17	平成20年 3月15日	新田駅東口地区まちづくり 基本計画(案) 説明会	7
18	平成20年 6月15日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 路地 ばた相談会	3
19	平成20年 6月22日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 路地 ばた相談会	3
20	平成20年 6月28日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 路地 ばた相談会	6
21	平成20年 9月21日	新田駅東口地区まちづくり 第1回土地区画 整理事業勉強会	5
22	平成20年 10月25日	新田駅東口地区まちづくり 第1回共同化勉 強会	3
23	平成20年 12月6日	新田駅東口地区まちづくり 第2回共同化勉 強会	3
24	平成21年 1月31日	新田駅東口地区まちづくり 第2回土地区画 整理事業勉強会	6
25	平成21年 2月3日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 理事 会	3
26	平成21年 3月7日	新田駅東口地区まちづくり 基本計画(案)の 修正に関する説明会	5
27	平成21年 3月17日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 理事 会	3
28	平成21年 4月21日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 理事 会	2
29	平成21年 6月6日 6月7日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 路地 ばた相談会	7
30	平成21年 6月16日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 理事 会	2
31	平成21年 8月9日	新田駅東口地区まちづくり 第1回駅前・駅 通り周辺地区土地利用検討会	3
32	平成21年 9月29日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 理事 会	2
33	平成21年 10月4日	新田駅東口地区まちづくり 第3回駅前・駅 通り周辺地区土地利用検討会	2

別紙 4

番号	会議等日付	会議等又は文書等の名称	会議録等 ページ数
1	平成 17 年 8 月 20 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会役員会	1
2	平成 17 年 8 月 20 日	役員会要旨	1
3	平成 17 年 8 月 29 日	8 月 29 日 事務局会議の内容	1
4	平成 17 年 8 月 29 日	新田駅東口地区市街地整備事業調整会議	2
5	平成 18 年 11 月 9 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 調整 会議	1
6	平成 19 年 5 月 1 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 理事 会	2
7	平成 19 年 10 月 20 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 意見 交換会	4